

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」の取扱いについて

平成 23 年 4 月 21 日  
情報セキュリティ政策会議決定

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」（以下、統一技術基準という。）においては、情報セキュリティ対策に関する技術的・専門的な事項を規定しており、その運用・見直しに当たっては、政府機関内外の環境の変化、技術的な動向に迅速かつ的確に対応する必要がある。

そのため、統一技術基準の改定は、情報セキュリティ対策推進会議（平成 22 年 7 月 22 日改組 情報セキュリティ政策会議決定）において審議の上、決定するものとする。